

外断熱の変更箇所
※赤字が変更箇所となります

対象年度	令和3年度	令和4年度
補助対象経費の補助率	1/2以内	1/2以内
1戸あたりの補助上限額	300万円	1～4地域：400万円 5～7地域：300万円
改修要件	既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法にて改修し、 原則、全ての開口部を外窓の設置又はカバー工法窓の取付にて改修すること。 ただし、玄関ドアや勝手口ドアは改修しなくてもよい。	既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等にて改修すること。
補助対象経費 (工事費)	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 補助対象製品の取付・敷設に伴う既存壁の解体撤去費（場内集積まで） 補助対象製品以外の気密性向上に必要な部材と取付費 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 補助対象製品の取付・敷設に伴う既存壁の解体撤去費（場内集積まで） 補助対象製品以外の気密性向上に必要な部材と取付費（気密シート等） 気流止め・通気止めの部材と取付費 窓設置の為の下地材と取付費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 上記に記載した補助対象経費の設計費以外の設計費用等 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 クロス、外壁サイディング（断熱材注入サイディング含む）、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 諸経費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 金融機関に対する振込手数料 等 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に記載した補助対象経費の設計費以外の設計費用等 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 クロス、外壁サイディング（断熱材注入サイディング含む）、フローリング、窓額縁材等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 サイディング胴縁、壁透湿シート、屋根防水シート等の下地材と取付費 土台・大引き・柱等の構造材、床下地合板、石膏ボード等の下地面材と取付費 諸経費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 金融機関に対する振込手数料 等
補助対象経費に関する注記		<p>(注1) 交付申請書とともに提出された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象経費にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。</p> <p>(注2) 補助対象経費は、材料費・工事費共に市場流通価格等を基に適切に算定すること。</p> <p>(注3) 見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合、補助対象外を控除した経費を補助対象経費とすること。 ただし、補助対象外の控除分を合理的な方法で算出しがたい場合は、費用按分可とする。</p>
地域区分ごとの性能要件	1・2地域：UA値0.40以下 3地域：0.50以下 4～7地域：0.60以下 8地域：割愛します	1・2地域：UA値0.40以下 3・4地域：0.50以下 5～7地域：0.60以下 8地域：割愛します